

平成25年第3回横手市議会6月定例会会議録

議事日程（第5号）

平成25年6月26日（水曜日）午前10時38分開議

- 第 1 議案第68号 横手市自治基本条例の一部の訂正について
- 第 2 請願25第3号 「静町上小屋幹線」道路拡幅について
- 第 3 陳情25第4号 隣接する道路を通る車の振動によって被る自宅の被害について
- 第 4 請願25第4号 「稲作記念館」を開設する事について
- 第 5 議案第69号 横手市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 第 6 議案第82号 平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第83号 平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第84号 平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第85号 平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第86号 平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第87号 平成25年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）
- 第12 陳情25第6号 年金2.5%の削減中止を求めることについて
- 第13 議案第88号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第70号 横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第71号 横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第77号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第17 議案第78号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第18 議案第79号 財産の取得について（除雪ロータリ）
- 第19 議案第80号 民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について
- 第20 議案第89号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第90号 平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第91号 平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第92号 平成25年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第93号 平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第25 請願25第2号 上台地区の市道整備について
- 第26 議案第68号 横手市自治基本条例
- 第27 議案第73号 工事請負契約の締結について（消防・救急デジタル無線整備工事）
- 第28 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市船沼多目的集落集会所）

- 第29 議案第75号 財産の取得について（小型動力消防ポンプ）
- 第30 議案第76号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）
- 第31 議案第94号 横手市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例
- 第32 議案第95号 横手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 第33 議案第96号 工事請負契約の締結について（山内地域多目的総合施設建設工事）
- 第34 議案第97号 財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）
- 第35 陳情25第3号 ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため、米軍機の低空飛行中止を求めることについて
- 第36 陳情25第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択について
- 第37 議案第81号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第2号）
- 第38 議案第98号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第3号）
- 第39 議会案第6号 横手市議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 第40 議員派遣の件
- 第41 議会案第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書
- 第42 議会案第8号 地方公務員給与費に係る地方交付税削減に関する意見書

本日の会議に付した案件

議事日程第5号に同じ

出席議員（29名）

1 番	木 村 清 貴	2 番	佐 藤 誠 洋
3 番	高 橋 聖 悟	4 番	土 田 百合子
5 番	青 山 豊	6 番	齊 藤 勇
7 番	立 身 万千子	8 番	鈴 木 勝 雄
9 番	小 野 正 伸	10番	遠 藤 忠 裕
11番	土 田 祐 輝	12番	高 橋 大
13番	小 沢 秀 宏	14番	堀 田 賢 逸
15番	佐 藤 徳 雄	16番	佐々木 誠
17番	菅 原 惠 悦	18番	齋 藤 光 司
20番	佐 藤 清 春	21番	佐 藤 忠 久

22番	寿松木 孝	23番	播磨博一
24番	佐々木 喜一	25番	佐藤 功
26番	塩田 勉	27番	奥山 豊
28番	阿部 正夫	29番	高橋 勝義
30番	田中 敏雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市長	五十嵐 忠悦	副市長	鈴木 信好
副市長	佐藤 良吉	教育長	高橋 準一
総務企画部長	浮嶋 伸	財務部長	石山 清和
市民生活部長	小丹 茂樹	健康福祉部長	柴田 恒宏
産業経済部長	遠藤 久志	建設部長	照井 康晴
上下水道部長	鈴木 弘志	教育総務部長	小川 良平
教育指導部長	佐藤 稔	消防長	伊藤 弘明
市立横手病院 事務局長	佐藤 正弘	市立大森病院 事務局長	金澤 和彦
総務企画部次長 兼 人事課長	皆川 規和	総務企画部次長 兼 市長公室長	小田嶋 利宏
総務企画部長 総務課長	佐藤 亮	総務企画部 経営企画課長	渡部 幸伸
財務部財政課長	三浦 淳	横手地域局長	武田 浩一
増田地域局長	遠藤 晴美	平鹿地域局長	高橋 嘉
雄物川地域局長	杉山 哲	大森地域局長	高山 勇光
十文字地域局長	鈴木 淳悦	山内地域局長	照井 礼司
大雄地域局長	小松田 文夫		

事務局職員出席者

事務局 局長	高橋 実	主 幹	村上 伸夫
総務担当主査	佐藤 和志	総務担当主査	小田嶋 あけみ
議事調査担当主査	長瀬 肇	議事調査担当主査	松井 尊臣
議事調査担当主任	藤井 健一		

◎開議の宣告

- 佐藤清春 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎議案第83号の訂正について

- 佐藤清春 議長 健康福祉部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
健康福祉部長。

- 柴田恒宏 健康福祉部長 おはようございます。

本議会に上程しております議案第83号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）の給与費明細書中、9ページ、級別職員数及び10ページ、昇給の表中の補正前の職員数の数値に誤りがございました。数値につきましては、お手元に配付の正誤表のとおり訂正させていただきますようお願い申し上げます。

また、6月10日の本会議において、当該部分の質疑に対し、誤った数値に基づいた答弁となりました。介護特会の4月人事異動で級別職員の大きな変動はございませんでしたので、その内容を訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

今後は、このようなことのないよう各課で複数職員による議案等のチェック体制を強化してまいりますので、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。このたびはまことに申しわけございませんでした。

◎議案第68号の一部の訂正についての上程、説明、質疑、採決

- 佐藤清春 議長 日程第1、議案第68号横手市自治基本条例の一部の訂正についてを議題といたします。
訂正の説明を求めます。総務企画部長。

- 浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第68号横手市自治基本条例の訂正案についてご説明をいたします。

議案第68号横手市自治基本条例に関しましては、6月21日開催の総務文教常任委員会においてご審議いただきました内容を踏まえまして再度検討を行い、次の3点に関して訂正することとし、条例案を提出させていただいております。

お配りしております訂正表をごらん願いたいと思います。

まず1点目でございますが、第3条（基本理念）の第3項におきまして、「自主的かつ自立的に行動するとともに」としておりました。この条文中、「自立的」という表現につきましては抽象的な言い回しであり、また日本語として大変わかりづらいとの理由から、「自立的」という表現を削除することといたしました。この訂正によりまして、市民の皆様にもよりわかりやすいものになるものと考えており

ます。

なお、あわせまして第16条（コミュニティ活動の推進）第1項におきましても、「市民による自主的かつ自立的な活動」としておりました条文についても、同様の理由により「自立的」という表現を削除し、「市民による自主的な活動」と訂正しております。

2点目でございますが、第3章についてでございます。総務文教常任委員会におきまして、第4章については（議会及び議員の役割と責務）、また、第5章では（市長及び市職員の役割と責務）とされており、市民に関する内容についても「役割」という表現を「責務」または「責任」と表現するべきではないかとのご意見を頂戴したところでございます。

市民の主体的な参画と協働によるまちづくりを推進するという、この条例の目的から、責務と責任ではなく役割という言葉を使いながら、果たすべき役割という表現を用いることとし、第3章の章名及び第5条の見出しを、市民の権利と果たすべき役割と訂正してございます。

最後に第17条（住民投票について）でございます。第1項においては、市長のみが住民投票の制度を設けることができると誤解を招く表現であったことなどから、訂正案といたしまして第1項と第2項をまとめ、新たに第1項といたしまして、「市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民、議会又は市長による発議に基づき、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。」といたしております。また、第3項を第2項と改めております。

以上、3点の内容を踏まえまして、計8カ所を訂正しておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第68号横手市自治基本条例の一部の訂正について、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。

したがって、議案第68号横手市自治基本条例の一部の訂正については、承認することに決定いたしました。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午後 1時16分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願25第3号の継続審査の申し出について

○佐藤清春 議長 日程第2、請願25第3号「静町上小屋幹線」道路拡幅については、建設常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎陳情25第4号の継続審査の申し出について

○佐藤清春 議長 日程第3、陳情25第4号隣接する道路を通る車の振動によって被る自宅の被害については、建設常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎請願25第4号の継続審査の申し出について

○佐藤清春 議長 日程第4、請願25第4号「稲作記念館」を開設することについては、総務文教常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎議案第69号～陳情25第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第5、議案第69号横手市新型インフルエンザ等対策本部条例より日程第12、陳情

25第6号年金2.5%の削減中止を求めることについてまでの8件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（28番阿部正夫議員）登壇】

○阿部正夫 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案7件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第69号横手市新型インフルエンザ等対策本部条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、対策本部を設置するタイミングについての質疑に対し、当局より、国で緊急事態宣言を発令した段階で市町村に対策本部を設置することになる、本部長は市長が務めるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について主な質疑と答弁を申し上げますと、国保の広域化について現場ではどのように考えているのかとの質疑に対し、当局より、最近の社会保障制度改革国民会議の議論では、広域化になった場合でも市町村単位で保険料率を決めてもいいのではないかという意見も出てきている。いずれ国民会議の審議結果が出て、厚生労働省が方針を出すまで実際にどうなるか全くわからない状況であるが、所得と負担の割合を国でしっかりと考えていただきたいと感じている。また、所得が今後も上がっていく状況にはないと思うので、制度そのものを根本的に見直してほしいと考えているとの答弁がありました。

このほか、一般会計からの繰り入れ額についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、制度の情報収集と部署内での検討についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について主な質疑と答弁を申し上げますと、職員数が減となっているが現場への影響はないかとの質疑に対し、当局より、看護職の正職員が2名減員となったが、4月から非常勤の看護職員を2名採用している。特に支障は出ていないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）及び議案第86号平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）の2件は、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号平成25年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）については、福祉職

の配置についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情25第6号年金2.5%の削減中止を求めることについて主な意見を申し上げますと、過去に議会で結論を出した陳情と同趣旨であり、不採択にすべきと考えるとの意見がありました。

討論では、立身万千子委員より、賛成の立場でこの趣旨の陳情は我が議会では三度却下したが、その間に2.5%年金削減法は決まってしまった。アベノミクス効果を期待しても毎年0.9%以上の削減と連動して3年間で2.5%削減するということは、将来にわたって限りなく年金の削減の流れが固定化するということになる。この流れを断たなければ、高齢者はもちろん、次の世代の年金額の低下にも直結してしまう。

65歳以上の年金生活者は6月支給分から下げられたが、ほとんどの国民は買い物で消費する力もなくなってしまい、強い国づくりなどは到底できないと思う。市民、また国民の立場に立って、この陳情は願意を妥当と判断して採択すべきと思うとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第69号横手市新型インフルエンザ等対策本部条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第82号平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております2件及び陳情を除く議案5件について採決いたします。

議案5件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案5件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情25第6号年金2.5%の削減中止を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情25第6号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第88号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第13、議案第88号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（2番佐藤誠洋議員）登壇】

○佐藤誠洋 産業経済常任委員長 産業経済常任委員長報告を行います。

今定例会において、産業経済常任委員会に付託になりました議案第88号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、市内温泉施設の決算見込みについての質疑に対し、当局より、現在のところ市営温泉施設特別会計における収支決算の見込みとしては、各施設合計して5,100万円程度の繰越金が生じる予定である。これは過去から累積している数値であり、単年度の収支としては今後分析が必要と考えているとの答弁がありました。

また、各施設における繰越金の運用についての質疑に対し、当局より、繰越金はそれぞれの施設ごとに管理されており、設備の修繕等が必要になった場合、各施設の繰越金の範囲内で対応することを原則としている。なお、不足が生じた場合には一般会計からの繰り入れを行うことになるとの答弁がありました。

このほか、各施設の入湯税に関する質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件について採決いたします。本案については委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第70号～請願25第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第14、議案第70号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例より日程第25、請願25第2号上台地区の市道整備についてまでの12件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（25番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 今定例会において建設常任委員会に付託になりました議案11件、請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第70号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、市営住宅の今後の方向性についてどう考えているかとの質疑に対し、当局より、老朽化した住宅が全体的に多く、類似する自治体と比較したときの全体数も多いことから、今後10年間で住宅を70戸ほど解体することを考えている。残しておくことが不適當、不要なものは基本的に用途廃止していくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第77号財産の取得についての2件は、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号財産の取得について及び議案第79号財産の取得については、除雪機の構造や入札についての質疑があり、いずれも討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について、主な質疑と答弁を申し上げますと、民事調停に至るこれまでの背景はどの質疑に対し、当局より、条例上は住宅使用料について3カ月の滞納があれば退去してもらうことになっている。このご家族は一定の収入があるにもかかわらず、平成19年4月以降、これまで6年間滞納を重ねてきており、支払われたのはそのうちの2カ月分だけである。ご本人には督促状などの通知を出したり、電話をかけたり、市役所に来ても

らったり、自宅を訪問するなど再三にわたっているような手だてを講じてお願いしてきたが、現在でも請求に応じてもらえないため、今回、法的処置をとることについて提案したものだとの答弁がありました。

また、保証人についてはどうなっているのかとの質疑に対し、当局より、入居時は連帯保証人をつけてもらっていたが、その後に家族構成が変わったことにより、最初の連帯保証人から契約を解除された経緯がある。その時点で新たな連帯保証人を探してもらうよう促していたが、すぐにつけるので住宅にこのまま住まわせてほしいと懇願され現在に至っている。現在は厳格に運営をしており、新たな連帯保証人がいない場合は、承継承認を認めないとの答弁がありました。

また、使用料についての時効は存在するのかとの質疑に対し、当局より、住宅使用料に関しては5年間で時効になる。督促状を発行したときに時効が一時中断されるが、何度も中断できるわけではなく、払ってもらえないまま時効を迎えることもあり得るため、一定の厳しい対応をしていかざるを得ないと考えているとの答弁がありました。

このほか、明け渡し対象者が困窮者だった場合の手だてに関する質疑や、既に6年が経過しており、市の対応が遅過ぎたのではないかとする指摘もありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第90号平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げます。

職員を3名から1名に減員した経緯についての質疑に対し、当局より、特別会計上は1名だが、一般会計に1名を計上して2名体制としているため、昨年度に比べて実質1名の減となっている。これは市設置型浄化槽から個人設置型浄化槽に制度を統一し、事務事業が減少したことによるものであり、既存浄化槽524基の維持管理業務と個人設置型浄化槽補助業務等を推進するため、2名で事業を行っているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号平成25年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第93号平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）の2件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、請願25第2号上台地区の市道整備については、要望どおり拡幅を行うことになれば請願提出者の所有物件に係る用地の確保が必要になってくる状況であったが、現地を視察した際、所有者のご家族からそれらについてもご協力いただけるという趣旨の言葉をいただいたので、そのような前提で願意を妥当と考えるとの意見がありました。

本請願について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、請願を除く議案11件について採決いたします。

議案11件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案11件は委員長報告のとおり可決されました。次に、請願1件について採決いたします。

請願1件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、請願1件は採択することに決定いたしました。

◎議案第68号～陳情25第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第26、議案第68号横手市自治基本条例より日程第36、陳情25第5号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択についてまでの11件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（23番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案9件、陳情2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第68号横手市自治基本条例について、6月21日の審査における主な質疑と答弁を申し上げますと、上位法で定められている住民投票をなぜ自治基本条例に載せなければならないのかとの質疑に対し、当局より、市民の市政への参画のあり方として、市長や議員を選出すること、市政に対し意見や要望を述べたり、さまざまな計画の策定段階で、委員会や審議会に参加して意見を述べたりすることのほかに、重要な事案に対しては住民投票を請求することができることを明らかにすることが必要と考え載せた。住民投票の条文については、市民検討委員会からも載せるべきとの意見があったとの答弁がありました。

また、重要な案件に対し市長が住民投票を設定することは、二元代表制の根本を崩すことにならない

かとの質疑に対し、当局より、住民投票は住民からの請求、議会からの発議、市長からの発議の3通りの方法がある。実施については地方自治法に定める手順を踏んで議会の判断を経ることになるので、制度として認められているものであるとの答弁がありました。

また、前文において横手らしさを出した表現を検討しなかったかとの質疑に対し、当局より、市民検討委員会の中では特色のある表現にしようとする検討はなかったとの答弁がありました。

このほか、市民の権利と役割を定めた条文には責務も含まれていることから、文言の追加が必要でないか、また、自主的かつ自立的といった曖昧な表現はわかりづらいなどの意見に対し、当局より、持ち帰り検討したいとの発言があり、審議を一旦停止しました。

本日、本会議で議案の訂正が承認されたことから委員会を再開し、審査いたしました。

主な質疑と答弁を申し上げますと、市民検討委員会審査において市民の責務、責任という文言は検討されなかったかとの質疑に対し、当局より、市民検討委員会からは市民の責務という形で報告書が提出された。それを条文化する段階で職員による検討会及び事務局で責務、責任という表現は市民への押しつけになるのではないかとの判断から、役割に変更した経緯がある。

市長や議員は法でその責務、責任が定められているが、市民については定められているものが少ないことも考慮したとの答弁がありました。また、今後市民検討委員会に対し、改めて丁寧な説明が必要であるとの意見がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号工事請負契約の締結について及び議案第74号公の施設の指定管理者の指定についての2件は、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号財産の取得について、主な質疑と答弁を申し上げますと、代理店が取り扱うメーカーの違いから、落札業者が変われば納入されるポンプも変わり、現場での操作に戸惑うことがある。どのように対応しようと考えているかとの質疑に対し、当局より、性能は仕様書で統一しているが、操作方法はメーカーごとに若干の違いがある。今後取り扱いについて説明、指導するようにしたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号財産の取得について、主な質疑と答弁を申し上げますと、水槽付消防ポンプ自動車の配備状況についての質疑に対し、当局より、各署に全部で6台を配備している。水槽付消防ポンプ自動車と防火水槽、消火栓などから給水する車両がペアとなって対応する体制を維持しながら、バランスよく配備していきたいとの答弁がありました。

このほか、火災現場における消防水利の位置の確認方法について質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号横手市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について、主な質疑と答弁を申

上げますと、2つの職員団体との交渉が妥結されるまでの経緯と、その内容についての質疑に対し、当局より、両団体と延べ11回にわたり交渉を重ねた。減額幅の交渉が主なやりとりであり、当初の段階では国の削減幅に準じて7.8%減ということだったが、その後、ラスパイレス指数100を目指すことでよいとする総務省からの通知があったことから、平成24年4月1日現在のラスパイレス指数103.6を100に近づける形での削減率で妥結した。両団体とも、当初から市民サービスの財源に穴をあけられないという意識で交渉に臨んでいたように感じたとの答弁がありました。

また、今後、国から同じような要請が行われた場合、どのように対応しようと考えているかとの質疑に対し、当局より、具体的にどういう反対行動を示すかはそのときの判断になるが、協定書に市職員団体ともきっちりと反対の意思表示をすることを明記しているとの答弁がありました。

討論では、木村清貴委員より反対の立場で、この条例案は国が地方交付税を盾にとった押しつけであり、3つの理由で反対する。1つ目として、職員給与は個々の自治体の条例で決定するものであり、国が関与すべきものではない。横手市では合併以降、独自に職員数の適正化計画を進め、総人件費を抑制してきた。地方都市での職員給与引き下げはマイナスの経済効果が多方面に及ぶ可能性がある。

2つ目として、国では復興予算を確保するためとしているが、何ら震災復興に関係のない事業に多額の予算が流用されていることが次々と明らかになっている現状を見れば、不適切な執行をやめることがまず先である。

3つ目として、昨年12月の衆議院選は、その後、一票の格差をめぐる各市で計16件の訴訟が起こされ、平成25年3月に14件が違憲、残る2件も違憲状態と高裁の判断が示されている。このように違憲状態で選ばれた国会議員が国家権力を行使、地方の固有財源である地方交付税を道具に使うやり方は、制度の根幹を揺るがすものであり断じて許しがたい。よって、この条例案には反対するとの討論がありました。

また、寿松木孝委員より賛成の立場で、今回の国の対応は大変に不適切であり、地方との信頼関係にひびを入れる状態を招いたと思っている。地方分権の推進を図る上でも真逆の方策となってしまった今回の対応には怒りさえ覚えるものである。しかしながら、今回の条例改正案にはもう一つの側面がある。

これまで、横手市における職員給与額はラスパイレス指数を基準としてきた。このような状況から、一時的ではあるが国家公務員の給与が削減されたことによって、ラスパイレス指数が100を上回るという状況を解消するためにも条例案に賛成するとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、削減率を100分の10とした根拠についての質疑に対し、当局より、一般職の給与の削減措置の中で最も高い管理職クラスの削減率は、管理職手当の削減分も含めると平均6%から6.5%となっている。市長としては、みずから率先してそれよりも高い率にしなければならぬとの思いがあり、10%となったとの答弁がありました。

また、特別職報酬等審議会ではどのような意見が出されたのかとの質疑に対し、当局より、特別職の

給与は、県内第2の市でありながら他市と比べて低位にあり、削減率は7.5%あるいは8%でもいいのではないかという意見もあった。しかし、国の特別職の給与削減率の状況や市長の意向を考慮すれば、結果として了とするととの答申をいただいたとの答弁がありました。

討論では、木村清貴委員より反対の立場で議案第94号と同様の理由で反対するとの討論がありました。本案について起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第96号工事請負契約の締結について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第97号財産の取得について、事業の名称についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情25第3号ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため、米軍機の低空飛行中止を求めることについて、航空法に基づいた米軍機の飛行の事前連絡について確認しました。

また、討論では青山豊委員より反対の立場で、陳情文の中に日本の航空法を無視して傍若無人に飛び回りとあるが、この部分をとってみても少し懐疑的な部分があり、採択しかねるとの討論がありました。

本陳情について起立採決の結果、起立者はなく、不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、陳情25第5号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択について主な意見を申し上げますと、30人以下学級については横手市や秋田県でも取り組んでいるが、その児童・生徒が県外に移動したときのことなどを考えれば、国全体で取り組むべきと考えるとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

6番齊藤勇議員。

【6番（齊藤勇議員）登壇】

○6番（齊藤勇議員） ただいまの議案第94号について反対の立場で討論いたします。

委員会の反対の討論にもありますように、横手市は、この間独自に職員の適正配置を苦慮しながら行政改革の推進をし、努力してきました。にもかかわらず、交付金の削減を条件にして国が地方に職員給与を削減するのは、地方分権をうたうことと裏腹ではないでしょうか。

しかも、今回の職員給与削減は復興予算の財源にするためという理由ですが、マスコミ報道でもご承知のとおり、これまでも東日本大震災の被災地、被災者とは無縁の事業で、復興の名のもとに進められています。こうした国のやり方は断じて許しがたく、以上のことから私はこの議案の採択に反対するも

のであります。

以上、討論であります。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

7番立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 私は、陳情25第3号ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため、米軍機の低空飛行中止を求めることについて、これについて賛成の立場で討論します。

低空飛行をする米軍機は、以前から三沢基地から出動する飛行訓練が行われて、例えば比内鶏がそのために被害をこうむったというようなことも皆さんご承知のとおりです。

この場合は、さらに通称オスプレイと言われる米軍機について、さらに言及をしています。このオスプレイの危険性について、米軍パイロットでさえ構造上の欠陥を指摘し、現にご承知のとおり沖縄を初め、大阪府八尾市の住民は反対運動を大きく展開しています。

特に、秋田県はこの危険なオスプレイが上空を通過するルートが2本もつくられています。横手市内にある保呂羽山と近隣に位置する錦秋湖を攻撃目標にして訓練をするわけです。人命救助のため身を挺して患者のもとに向かうドクターヘリを守ることは最優先するべきであって、安全・安心の横手市をつくっていく市の総合計画に照らしても、この陳情は願意が妥当です。

よって、この陳情は採択されるよう議員各位のご賛同を切に希望し、討論といたします。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

12番高橋大議員。

【12番（高橋大議員）登壇】

○12番（高橋大議員） 私は、議案第68号横手市自治基本条例案に反対の立場で討論いたします。

性善説を前提にこの条例を眺めれば心配はないものでありましようが、世の中でございますので必ずしも全て性善説をもとに片づけるわけにはまいりません。万が一ということがあってからではまずいという憂いから討論でございますので、よろしく願いいたします。

まず、当条例案の名称には「基本」という文字が入っております。「基本」という文字そのものが規範性のある条例であることを示しておりますし、当条例案第10章19条の中に、この条例の理念を最大限尊重しますとございますので、最高規範とは銘打っていないまでも、横手市自治運営における最高の規範であると解釈しようと思えばできてしまいます。

条例の全ては平等でありますので、自治基本条例がほかの条例に対し優越するということは法律上認められないことでもありますし、もちろん議会制民主主義の制度をも拘束し、優越すると解釈できるこの条例案の位置づけは、議会制民主主義の否定にもつながります。

それはそれといたしまして、要はこの条例案は当市の条例全体、自治体運営全般にかかわる非常に重要な位置づけのものであることは明白でございます。

条例案第4条の(3)協働の原則の内容の中には問題点もございますので、その点については後で指摘させていただきますが、ここで使われている言葉をおかりさせていただきますと、市民、議会及び市長らはそれぞれの果たすべき役割を認識し、対等な立場で連携してまちづくりを推進しますと明記されております。

先日行われました総務常任委員会での審議を受け、今日になって6月10日に提出された議案に急遽訂正箇所が加わり、別のものが提案される運びとなりました。この条例案の掲げる議会、市長らの連携というものができていなかったということが露呈いたしました。私にしてみれば、いわゆる協議が不十分でありました。もう少し時間をかけ、議会と慎重審議を重ねていただきたかったと思いますし、この条例案の理念にそぐう形での提案でなかったことが、まず問題であります。

この条例案の市政運営全般にかかわるとい位置づけ、その性質、重要性から鑑みても全会一致が望ましく、議会手続上の過半数以上を獲得すればよいのだ、強行突破で、今定例会で提案し押し切ってしまうといった類いの条例ではないと考えます。ゆえに、先般制定されました議会基本条例と同様に、議会の判断として全会一致し得る内容のものに磨き上げてからの提案であっていただきたかったですし、反対の立場で討論せざるを得なかったことを非常に残念に思います。

さて、皆さんご存じのとおり日本の自治体は二元代表制のもとに運営されており、それは憲法によって定められております。選挙によって代表者を選ぶ間接民主制による政治のもとに運営され、世界的に見ても一部の国や地域でのみ採用されている直接民主制は、そのデメリットから補完的な部分としてのみ取り入れられているのが実情でございます。

この条例案は、その内容からして直接民主制に大きくかじを切るような案に仕上がっておりますが、仮にその方針を掲げるのであるとするならば、参画の第一歩として投票の義務については少なくとも明記すべきであったろうと考えます。投票に行かないことも思想・表現の自由だと主張される方もいらっしゃるかもしれませんが、投票したい対象がいないと主張される方もいらっしゃるかもしれませんが、もし投票したい方がいないのであれば自分自身が立候補することもできますし、あるいは白票を投じるという方法だっております。とにかく、選挙の権利、投票の義務を飛び越えての参画は、二元代表制の成熟を目指す観点からしてもまずいのではないかと考えます。投票率の低下傾向がとまらない昨今でありますので、なおさら参画の第一歩、選挙権の行使、投票の義務は何を差しおいても明記すべきであったのではないのでしょうか。

その点だけを取り上げても私にしてみれば反対に値するわけでございますが、この条例案を事細かに拝見させていただきますと、何点か私なりに問題と思われる部分がございます。重箱の隅をようじでほじくるようで恐縮ではございますが、この場をおかりさせていただきますして指摘させていただきます。

まず1点目、提案理由と第1章第1条の中で、市民の権利を明らかにするとともにとございます。その文言について何ら問題はないものと思いますが、権利と義務は一对であろうという観点からいたしますと、一方的に権利のみが明記されることは、そのバランスからして問題があると思います。

2点目、第2条（3）協働という用語の意義の中で、市民、議会及び市長らが対等な立場であると明記されております。日本国憲法第99条を見ますと、天皇、または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うとあります。憲法第99条の憲法の擁護義務に、国民という文字はあえて明記されておられません。わかりやすく言いますと、公務員である市役所職員または特別職公務員である市長や市会議員は、憲法全般に対する擁護義務があり、市民には3大義務などはございますが、憲法全般に対する擁護義務はないわけであります。やはり市民、議会及び市長らが対等な立場というのであれば、市民に対し、憲法全般に対する擁護義務を課さねばなりません。また、違法行為に対する社会的制裁も、横手市民に限り公務員と対等な措置をとらねばなりません。そもそも、それを横手市民の多くに受け入れるための合意ができていたとは思われませんので、対等な立場という文言は不適切であると思います。

3点目、第4条（2）参画の原則、市民は市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、自主的かつ主体的にかかわり、まちづくりを推進しますとありますが、市民の参画を否定するつもりは毛頭ございませんが、この自治基本条例は横手市の条例全てに網をかぶせるような位置づけとなる条例でありますので、そこに市民の参画を明記してしまうことは、行政運営上ふぐあいの生じることが大いに予測できます。

今定例会の私の一般質問でも申し上げたとおり、負担の増やサービスの低下、もしくはサービスの廃止など市民にとって厳しい措置をどうしても究極の判断として、現実的な判断として、決断としてとらざるを得ない事態、事案が発生した場合、あえて自分自身に対し厳しくなるような判断を多くの市民がとれるかという、それはなかなか難しいことでありましょうし、逆にみずからに対しては甘い方向を選択しがちになってしまう傾向が生じるのではないのでしょうか。

何事も住民にご理解を求めめる努力は大切でありますし、参画も大事ではございますが、社会を永続的に発展させていくことが非常に難しいご時世であることから鑑みても、市民の参画については自治基本条例ではなく、各条例においてそれぞれその度合いについて明記していくことが望ましく思います。

4点目、第4条（3）市民、議会及び市長らは、それぞれ果たすべき役割を認識し、対等な立場で連携してまちづくりを推進しますとありますが、そもそも市当局と議会は市の発展を目指すことについては思いを同じくするものの、あくまでも互いに緊張感を保ちながら市政運営に臨むべきでありまして、時には市長らの推進しようとするまちづくりの方針に真っ向から立ち向かい、ブレーキをかけねばならないときもございます。これが議会機能の一端でもありますので、この項の条文にある連携という言葉のみの記載に対しましても違和感を覚えます。

5点目、第3章、市民の権利と果たすべき役割、第5条、市民は市政に参加する権利を有しますとありますが、これもさきに述べましたが、そもそも市長ら及び議会と対等であることをうたっておりますので、それらと同等の義務が市民にも発生いたします。果たすべき役割という文言では、対等であるという立場からしても緩い明記の仕方であると言えるでしょう。また、参画する権利についても先ほど申

し述べたとおりの理由で、ここでの明記は避けるべきと思われます。

6点目、議会は議決機関としての役割を果たすとともに、この条例の理念に基づき住民自治を尊重し、常にその権能の充実に努めますとありますが、この条例の理念というものを突き詰めて考えますと、直接民主制の政治、ポピュリズムもしくは大衆迎合型の政治が理念であると解釈もできます。そういったしますと、議会の責任や議会の研さんの必要性は薄らぎ、議会の弱体化を招くおそれもございます。ゆえに、この条例の理念の尊重と議会の権能の充実にとは相反する部分があり、この項の条文ももっとよい明記の仕方があったと思いますし、議会としての意見を十分に取り入れる席を設けていただきたかったと思います。

議会の責任の重さ、議会の資質の向上を旨とする横手市議会であると私は認識しておりますので、第6条についてもじっくりいきません。

7点目、第5章、市長の役割と責任の項でございます。この第8条を読み解きますと、単純にポピュリスト以外の政治家が市長になることは条例違反となってしまうのではと感じますし、誰が市長になっても同じとも解釈できてしまいます。市民の投票による選挙で選ばれ、市民から信託された市長の責任と良識のもとに決断される専決処分は住民の参画が省かれますので、この条例が可決された場合、今後専決処分はできなくなることでしょう。それどころか、市長自身の持つ政治構想を剛腕のもとに即断で断行するといった類いのことも今後はできにくくなるでしょうし、そういったスピード感のある政治決断、市政運営は難しくなることでしょう。

東日本大震災のような大惨事が発生した際などは、ある意味専制君主的リーダーシップのもとに断行せねばならない事案も多く発生しますが、横手市においてはそういった緊急事態に対し、ありとあらゆる事案を想定し、参画のもとにあらかじめ完璧なマニュアルをつくっておかなくては、この条例の存在のために身動きができなくなるのではないのでしょうか。非常に心配であります。

8点目、第9条、市職員は全体の奉仕者であることを自覚するとともに法令を遵守しとありますが、これも市民と対等である以上、市民に対してもこの文言は適用になると思いますが、その点は大丈夫なのでしょうか。

9点目、第15条2、議会及び市長は住民自治活動を行う市民に対して、その活動に応じた支援を行うよう努めますとあります。一見してすばらしいことではございますが、住民活動の種類は多岐にわたります。市政運営の足を引っ張る活動や、市の方針とは相反する活動をされる方々もいらっしゃることでしょう。そのような活動を市が支援した場合、矛盾が発生いたします。わざわざこの条例に載せる必要はなかったのではと思われます。

10点目、住民投票第17条であります。これこそが横手市が直接民主制に大きくかじを切ることを高らかに宣言する何物でもないわけでありまして、さきの一般質問の際、その危険性は申し述べたとおりでございますし、政治家の政治決断に対する責任放棄もしくは大衆扇動型の政治家による独裁政治の手段ともなり得ます。ゆえに、わざわざ宣伝と称してこの条例に明記すべきものではないと考えますし、

住民投票をせずとも世論調査を参考にすることで十分対応できるものと考えます。

ざっと10項目について指摘させていただきましたが、まずはこの辺にとどめまして、私はそもそも自治基本条例については、もしつくるのであれば明治維新の際につくられた「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」で始まる五箇条の御誓文のように、シンプルで理解しやすいものが望ましいと考えておりました。「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」、この1行で今回提案された自治基本条例案の大部分が網羅できるのではないかなど、そういうふうにも思っております。

また、仮に直接民主制の要素を多く取り入れた条例に仕上げたいのであれば、そのデメリットを補完する意味で、市民、議会及び市長らが義務感、責任感、自立心、向上心、道徳心を持って市政に臨むといった決意の一端を条例に盛り込む必要があると思っております。それらが明確に明記されていないことが私にとっては残念に思えるわけです。

もちろん、横手市における二元代表制が成熟期に達したとは思っておりませんし、議会改革も道半ばと思っております。ただ、その点につきましては、間近に控えております10月の選挙で私自身が当選の暁には、議会のより一層の機能強化に至らしめるための努力は惜しまないことをここにお誓い申し上げ、私からの反対討論とさせていただきます。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第68号横手市自治基本条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第94号横手市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第95号横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております3件及び陳情を除く議案6件について採決いたします。

議案6件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案6件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情25第3号ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため、米軍機の低空飛行中止を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情25第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情25第5号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはか
るための、2014年度政府予算に係る意見書採択についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は、採択することに賛成の議員の起立を求め
ます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、陳情25第5号は採択することに決定いたしました。

◎議案第81号及び議案第98号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第37、議案第81号平成25年度横手市一般会計補正予算（第2号）及び日程第38、
議案第98号平成25年度横手市一般会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（14番堀田賢逸議員）登壇】

○堀田賢逸 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と
結果をご報告申し上げます。

議案第81号の審査については、6月10日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管す
る事項を審査する総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分
科会に委嘱いたしました。また、議案第98号の審査については、6月19日に一般会計予算特別委員会を
開催し、審査案件を既に設置されている総務文教分科会に委嘱いたしました。

各分科会の審査は6月20日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、全て原案のとおり可決すべきものでありました。議案2件について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第81号平成25年度横手市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号平成25年度横手市一般会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 4時05分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第39、議案第6号横手市議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第6号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。

1 番木村清貴議員。

【1番（木村清貴議員）登壇】

○1番（木村清貴議員） 議会案第6号横手市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

3月定例議会における議会改革推進特別委員会の委員長報告を受け、横手市議会の議員の定数を30人から26人に改めようとするものです。

全会一致でご承認いただきたいと思いますので、議員各位のご理解をよろしくお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○佐藤清春 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

8番鈴木勝雄議員。

【8番（鈴木勝雄議員）登壇】

○8番（鈴木勝雄議員） 私は、この第6号議案に反対の立場で討論に参加します。

この件に関しては、今日も午前の議員全員協議会でも論議されたとおり、定数削減という条例についての議案に対し、合議制を重要視しなければならないときに議長は委員会を重視し、議員全員の十分な論議、合議制がなされたとは言えず、民主主義の基本にも離脱すると言わざるを得ません。

また、合併して8年が経過したとはいえ、広範な地域の課題がいまだ山積みであります。この状態でさらに議員定数を削減することは、市民の声が届かないという市民の不安、懸念が残っている点で賛成できません。

なお、近隣自治体、大仙、由利本荘、湯沢、仙北、当市の当初予算に対し、議員歳費の割合は0.5%から0.8%となっています。財政から見てもこの中で横手市が0.5%と最も低くなっております。このことを鑑みても26名への削減は妥当ではないと考え、反対討論とします。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

13番小沢秀宏議員。

【13番（小沢秀宏議員）登壇】

○13番（小沢秀宏議員） 私も、この第6号議案につきまして3つの理由で反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、なぜ定数を26人、4人減にするか明確な理由が理解できませんでした。それから、市民からも聞かれましたけれども説明することができなかつた。私の勉強不足もあるわけですが、そういう明確な説明を得ることができなかつたということが1つ。

2つ目は、こういう状態でいきますと旧町村単位で、もしかすればゼロから1、そういう可能性が生ずると思います。前回の議会報告会の中で、いろんな私4会場回りましたが、いろんな声の中でももしかすれば誰もいなくなった場合に何とするのかと、我々の声が非常に届かなくなるのではないかと、いうふうに心配だと、そういう声がありまして、そのときは、もし財政の面だとすれば議員の報酬を減らして定数を確保したほうがいいのかというような意見もありました。

確かに、私は今回このように4人定数を減らすということになりますと地域市民の声が遠くなると思います。市当局に対するチェックが薄くなると、それが果たして市民にとってプラスなのか。今、唐突にこのように4人減にするということに関しては、私は市民の立場で不安が多いという考えですので、反対させていただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

30番田中敏雄議員。

【30番（田中敏雄議員）登壇】

○30番（田中敏雄議員） 議会案第6号、この条例に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

ご案内のように、議会の議決を経て議長の諮問機関として設置されたものでございます。その特別委員会の結論が本会議場で報告され、議長への答申となりました。これが同時に特別委員会の最終報告として議会日より市民向けに広報されたものであります。

そういう経過から、この結論を尊重する立場に私はあります。反対論もございましたが、特別委員会としては、さまざまな面からの調査と慎重な審議の結論であると私は考えます。

これからは、今日議決されました自治基本条例、それから私どもの議会基本条例の二頭立てで、より一層の議会活動の活性と強化が私どもに課せられた重要な課題であると私は信じておりますし、そうではないと思っております。これは軌を一に横手市議会が全会一致で議決することをここに切望して、賛成の討論とさせていただきます。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第6号を採決いたします。

この採決については、お手元に配付したとおり鈴木議員ほか6人から無記名による投票にされたいとの要求があります。また、佐藤誠洋議員ほか3人から記名投票にされたいとの要求が同時あります。したがって、いずれの方法によるかを会議規則第71条第2項の規定によって無記名投票で採決します。

動議の提出者から趣旨説明を求めます。

2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 本案については、本来であれば起立採決をするのが当たり前でありますけれども、残念なことに無記名による投票ということが、動議が出されましたので、これから述べることは至極当たり前のことを述べるわけですが、無記名とならないようにするために記名投票の採決をしていただくようお願いするわけであります。

それは、これまで横手市議会は議会改革を進め、情報の公開を積極的に行ってまいりました。その一例として、他市に先駆け、議案に対する賛否を公表してまいりました。本案は議員みずからの身分に関することであり、なおさらのこと議員一人一人の賛否を公表すべき案件であります。

議会案を投票で採決することは、そもそも異常であります。さらに、議会基本条例第2条第3項及び第5条第3項に抵触いたします。

以上のことから、投票が優先されるのであれば記名投票にするのが当然であり、常識であります。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 初めに、議会案第6号を記名投票による採決をするかの件を採決します。

休憩して、事務局から注意事項を申し上げます。

午後 4時19分 休憩

午後 4時22分 再開

○佐藤清春 議長 再開します。

先ほど、休憩前に私初めに議会案第6号を記名投票による採決とするかの件を採決しますというふうなことを申し上げましたけれども、さっき22番の寿松木孝議員がおっしゃったことと全く同じです。記名投票に賛成か反対かを今投票していただくということになります。名前を書かないで。

もう一度申し上げます。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

○佐藤清春 議長 ただいまの出席議員数は27人です。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

○佐藤清春 議長 もう一度、念のため申し上げます。本件に賛成の方は、記名で投票したほうがいいと思われる方は賛成です。そうでない方は反対。賛成、反対という2文字を書いてください。

なお、投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条によって否とみなします。ということは反対というふうにみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をさせます。

【投票箱点検】

○佐藤清春 議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

○佐藤清春 議長 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

○佐藤清春 議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番齊藤勇議員、22番寿松木孝議員を指名します。

開票をお願いします。

【立会人齊藤勇議員、寿松木孝議員立ち会いの上、開票】

○佐藤清春 議長 投票の結果を報告します。

投票総数27票、本日の出席議員と符合します。賛成19票、反対8票、以上のおおりの賛成が多数です。

したがって、議会案第6号は記名投票による採決をすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。議員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

午後 4時33分 休憩

午後 4時34分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまから議会案第6号横手市議会議員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

ここで一旦休憩して、事務局から注意事項を申し上げます。

午後 4時34分 休憩

午後 4時34分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この採決は記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

○佐藤清春 議長 ただいまの出席議員数は27人です。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

○佐藤清春 議長 念のため申し上げます。先ほど事務局長から説明がありましたけれども、本案を可とする方は可と、否とする方は否と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をお願いいたします。

【投票箱点検】

○佐藤清春 議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を呼びますので順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

○佐藤清春 議長 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に9番小野正伸議員、21番佐藤忠久議員を指名します。

【立会人小野正伸議員、佐藤忠久議員立ち会いの上、開票】

○佐藤清春 議長 投票の結果を報告します。

投票総数27票、本日の出席議員と符合します。可21票、否5票、無効1票、以上のとおり可が多数です。したがって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

可とする議員の氏名

木村清貴、佐藤誠洋、高橋聖悟、土田百合子、青山豊、小野正伸、遠藤忠裕、高橋大、佐々木誠、菅原恵悦、齋藤光司、佐藤忠久、寿松木孝、播磨博一、佐々木喜一、佐藤功、塩田勉、奥山豊、阿部正夫、高橋勝義、田中敏雄

否とする議員の氏名

齊藤勇、鈴木勝雄、小沢秀宏、堀田賢逸、佐藤徳雄

無効票を投じた議員の氏名

立身万千子

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

◎議員派遣の件

○佐藤清春 議長 日程第40、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

◎会議時間の延長

○佐藤清春 議長 お諮りいたします。

本日の会議時間を延長いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後 4時44分 休憩

午後 5時05分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第41、議会案第7号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第7号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。

23番播磨博一議員。

【23番（播磨博一議員）登壇】

○23番（播磨博一議員） 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提案理由を申し上げます。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。学校は一人一人の子どもに対し、きめ細やかな対応が必要であり、丁寧な対応を行うためには1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが求められます。

しかし、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことは、自治体の財政を圧迫し、教育条件格差も心配されます。

こうした観点から、2014年度政府予算編成において少人数学級の推進、教職員定数改善計画の早期策定、義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき提出しようとするものです。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議会案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第42、議会案第8号地方公務員給与費に係る地方交付税削減に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員

会の付託を省略いたしたいと思えます。

趣旨の説明を求めます。

総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（23番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 総務文教常任委員長 地方公務員給与費に係る地方交付税削減に関する意見書の提案理由を申し上げます。

国と地方がともに地域経済の活性化に取り組もうとしている一方で、国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することもなく、国家公務員の給与削減支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを前提とした地方交付税の削減は極めて問題であります。

今回の措置は、東日本大震災に対処するという特殊な状況下で行われたとはいえ、地方自治体がみずからの権限と判断のもとに決定すべき職員給与に対し、地方交付税を給与引き下げの要請手段として用いたと受けとめざるを得ず、あってはならないことです。

横手市議会としましては、今回の措置が例外的かつ時限的なものであることを確認しながらも、国会及び関係行政庁に対し、地方公務員給与に係る地方交付税を一方的に削減するような措置は二度と行うことのないよう強く求めるとともに、地方交付税を国の政策目的を達成する手段として用いるような対策には断固反対する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき提出しようとするものです。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議会案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○佐藤清春 議長 これで平成25年第3回横手市議会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 5時12分 閉会